

平成26年度 第1回 芦屋市霊園使用者選考委員会 会議録

日 時	平成26年8月4日（月） 午後1時30分～
場 所	市役所北館2階 会議室3
出席者	出席委員 ・米田委員・小澤委員・進藤委員・直林委員 ・桐村委員・大永委員・熱田委員・北川委員 欠席委員 ・ 事務局 ・市民生活部環境課 大上課長・富松係長・大村技師
会議の公表	<input checked="" type="checkbox"/> 公開 <input type="checkbox"/> 非公開 <input type="checkbox"/> 部分公開 <非公開・部分公開とした場合の理由>
傍聴者数	なし（委員・事務局以外の参加者）

1 会議次第

議題

《諮問事項》

(1) 芦屋市霊園の使用者を決定する基準その他必要事項（案）について

①墓地使用者の申込資格及び当選者決定について

②申込み時の注意事項について

③追加募集について

《報告事項》

(1) 募集日程及び募集墓地区画について

《その他》

(1) 今後の日程について

2 提出資料

- ・ 平成26年度 第1回芦屋市霊園使用者選考委員会
- ・ 芦屋市霊園使用者選考委員会委員名簿
- ・ 申込資格等新旧対照表
- ・ 平成26年度 芦屋市霊園使用者募集案内（参考）

3 審議経過

事務局 【開会, 委嘱状・委任状交付】

部 長 【部長あいさつ】

事務局 【資料確認】

各委員 【委員自己紹介】

事務局 【事務局紹介】

事務局 【委員長選出】

選考委員名簿をご用意させていただいていますが、芦屋市霊園使用者選考委員会規則第2条第2項の規定に基づきまして、委員長は委員の互選により定めることとなっておりますが、いかがいたしましょうか。

進藤委員 米田委員にお願いしたいと思いますがいかがでしょうか？

事務局 ただいま進藤委員から米田委員に委員長をお願いしてはとのご発言がありましたが・・・。  
ご異議ありませんでしょうか。

(異議なし)

それでは、米田委員に委員長をお願いします。よろしくお願いたします。

委員長 【委員長あいさつ】

事務局 ありがとうございます。

本日は、今年度の芦屋市霊園の使用者募集に際しまして、使用者を決定する基準その他必要な事項につきまして、諮問をさせていただくものであります。米田委員長のお席に諮問書の正本を、各委員のお手元にはその写しを配布させていただきますので、よろしくお願いたします。それでは委員長、議事の進行をよろしくお願いたします。

委員長 それではただいまから議事に入らせていただきますが、その前に選考委員会規則の第2条第4項に委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長の指定する委員がその職務を代理する、という事になっていますので、この規定に基づきまして、北川委員を委員長の職務を代理するものとして指名させて頂きたいと思いますが、いかがでしょうか。

(異議なし)

ありがとうございます。それでは委員長の職務代理に北川委員を指名させていただきます。

つづきまして、規則の中で過半数の委員の出席がなければ開かれないという規定もありますので、この件に関しまして、事務局から出席状況について報告をお願いします。

事務局 委員数8名中8名の委員さんが出席されています。

過半数の委員さんがご出席ですので、選考委員会規則第3条第2項により、会議は成立してい

ます。

**委員長** 次に、選考委員会の公開、非公開の取り扱いについてお諮りします。  
事務局から公開、非公開の取り扱いについて説明をお願いします。

**事務局** 芦屋市情報公開条例で、附属機関等の行う会議は、原則公開と定められています。ただし、第19条により、非公開情報が含まれる事項について審議する場合、あるいは公開することにより会議の構成又は円滑な運営に著しい支障が生ずると認められる場合につきましては、出席者の3分の2以上の賛成があれば、公開しないことができることになっています。

**委員長** 事務局から説明がありましたが、いかがいたしましょうか。ご意見がありましたらお願いいたします。

**事務局** 特にご意見がなければ、公開させていただくことと考えています。

**委員長** それでは、本委員会については、公開とすることに決定します。

(異議なし)

次に、議事録の公開の請求があった場合の取り扱いについて、事務局から説明をお願いします。

**事務局** 議事録につきましては、芦屋市情報公開条例第7条に公開、非公開について規定されていますので、それに照らして判断させていただきたいと思えます。なお、公開内容としては、ご発言いただいた委員のお名前も含むものとなっていますので、ご了解願います。

**委員長** それでは、議事録の公開につきましては、事務局の説明のとおり取り扱いさせていただくということよろしいでしょうか。

(異議なし)

**事務局** 補足といたしまして、今までご審議いただきました中で原則、公開ということで。もし本日、傍聴の希望の方が来られた場合、ご了解いただき名簿に記入いただき中へ入っていただくことがあります。その様に取扱いさせていただきます。1時30分からと情報を流していますが今のところ傍聴の方はお見えになっておりません。そこも合わせてご報告いたします。

**委員長** それでは本日の諮問事項に入らせていただきますが、その前に本日の時間的な予定としては何時間ぐらいを考えられていますか？

**事務局** 1時30分スタートになっていますので概ね1時間30程度を目標といたしますが皆様にご審議いただく中で伸びたとしても2時間程度、3時30分には終了というかたちで進行にご協力

いただけたらと考えています。

**委員長** 諮問事項について市の希望としては答申をいつ位に予定されておられますか？

**事務局** このあと、募集要項の作成をはじめ、実際に今年度の使用者募集のスケジュールに沿った手順を進めていく関係上、もし附帯事項等がなければ、本日付けでご答申いただければありがたいのですが。

**委員長** ……という事務局の予定でありますので、委員におかれましてもご協力お願いしたいと思えます。

では、諮問事項であります芦屋市霊園の使用者を決定する基準その他必要事項についてということで①から③を一括して、事務局から説明をお願いします。その前に初めての委員さんもいらっしゃると思いますので芦屋市霊園の概要と近年の使用者募集の状況について、ご説明いただき共通の認識を作っていきたいと思えますのでよろしくお願いいたします。

**事務局** (芦屋市霊園の概要を説明) 名称は芦屋市霊園です。所在地は芦屋市の剣谷、朝日ヶ丘町の一部にかかっています。総面積は、約17ヘクタールです。墓所の区画数は、6177区画、地区番号としては通し番号ではなくとびとびですが、40地区にまたがっています。区画の面積ですが、一番小さくて0.6平方メートル、大きければ60平方メートルです。開設は、昭和28年12月1日でもう60年が経ちました。場所は、朝日ヶ丘町の一番上、人が住んでない所に開設しました。

(霊園の配置の説明、写真を見ながら) ほんとに綺麗な所で、春には桜がたくさん咲きます。桜の後にはつつじも綺麗に咲いています。庭園や池もあります。公園墓地ですので、お子さんもたくさん来て遊具はありませんが、お花見と一緒に遊んでいる風景です。休憩所がありまして、展望台としても市街地の見晴がよい所もあります。元々ここは国有林でした。昭和28年に開設した時は、国有林の土地を無償で借りて霊園を始めましたが、昭和33年以降払下げを受ける交渉に入り、すべてここは国から買い取った敷地です。今から、この範囲を広げてさらに国有林の払下げを受けて、拡張しようという機運ではないというところです。

今から募集をする区画は、新規で造成しての区画ではなく、使用者様が代々継いでいけなくなった方々が市に返還され、それを再度募集するものです。その返還された再募集についての近年の募集状況です。平成21年度から書いています。骨ありのみ、骨なしのみという書き方がされていますが、これは当時の申込みの資格条件がありました。平成21年度でしたら30区画の墓地进行して、21区画決定して9区画残っています。これが21年度の状況です。

平成24年度では、遺骨がある方のみというところで行きますと、23区画募集しまして12区画決定、11区画残りしました。遺骨なしの方も可というところですが、区画数が10区画募集しまして、7区画決定、3区画残っています。

それとはまた別に、常時募集というのもしています。平成24年度では4区画募集しまして決定が1区画ありました。平成25年度は空白であります。返還墓地があつて初めて再募集ができますので24年度から25年度にかけて返還墓地があまりなかったのも、昨年度につきましては、募集はしていません。ただ、ずっと残り続けた常時募集の募集だけはしてまして、昨年

度5区画募集した中、2区画が決定してまだ（募集をしなかった1区画を合わせて）4区画が残っている状況であります。後程、遺骨あり遺骨なしという事を詳しくご説明させていただきます。

先ほど言いました様に、遺骨ありとか遺骨なしの方も可能だとか募集条件、資格というものを決めていただいていますのが、今回の使用者選考委員会です。芦屋市の条例にも載っていますように、第2条で「市長は霊園の使用者を決定する基準その他必要な事項を定めるにあたっては、芦屋市附属機関の設置に関する条例第2条に規定する芦屋市霊園使用者選考委員会に諮るものとする」とされています。附属機関の設置に関する条例の中でも、「芦屋市霊園使用者を決定する基準その他必要な事項についての調査、審議」をしてもらうということになっていまして、本日皆様には、資格、条件そういったものをご審議いただくために集まっています。

委員の定数は10人以内で今回は8名とさせてもらっています。任期は2年です。そういったかたちで皆様に委嘱状をお渡しさせてもらっていますので、どうかよろしく願い致します。概要は以上です。

**委員長**      こういう機会は初めてでありますので、事務局から基本的な状況についての説明があったのですが、これについて質問等があればこの場でお受けしたいと思いますがいかがでしょうか？

論議をしていく中で疑問があればその都度受けていきたいと思いますが、特に今の場面ではよろしいでしょうか？

はい、それでは引き続きまして諮問事項の①の墓地使用者の申込み資格及び当選者の決定について以降②、③と事務局で事業内容の説明をお願いします。

【諮問事項】 第1回芦屋市霊園使用者選考委員会 資料P1～2、申込資格等新旧対照表

**事務局**      （申込資格について（案）を説明）以前からの流れから話させてもらいますと、従来は遺骨をお持ちの方のみという募集資格で墓地をご用意させていただいておりました。遺骨をお持ちの方のみということになりますので対照表（2）に書いてあります様に、配偶者又は血族一親等の遺骨があつて次のア、イのいずれかに当てはまる方ということでアに書いていますのが現に遺骨を持っている方、イに書いていますのが遺骨を改葬される方ということにさせていただきます。

これは今までの遺骨をお持ちの方を優先にしたいという流れからになります。

一方で遺骨をお持ちじゃない方も申込できますよという区画もご用意させてもらっていました。お持ちでない方も可という事ですので、もちろんお持ちの方も可能だという区画であります。

ここは先ほどご提案させていただいておりました内容とほとんど一緒です。

それとはまた別に常時募集ということもしてあります。この資格は、遺骨をお持ちでない方も可能だという区画であります。

これを今回は新たな方式としてご提案させていただきたいと思っております。

今回は、すべての区画において遺骨をお持ちでない方も遺骨をお持ちの方も申込可能にしたいと思っています。詳しく数字を見ていきますと、今まででしたら仮に返還墓地が30区画ありましたら、まずは遺骨をお持ちの方のみという条件で募集していました。30区画を募集して決定が21区画となりますと9区画が残ります。次の年に、また37個の返還墓地があつたとすると、それについては、前年と同じ様に遺骨をお持ちの方のみにご提供していました。そうすると、前年に残った9区画についてはということ、ここについて遺骨をお持ちでない方も申込めるとい

うようにしました。それでもそれぞれまた37区画に対して27区画の決定ですと、10区画残ります。遺骨をお持ちでない方が可の所でも9区画募集しても4区画しか決定しなければ、5区画残ります。また残ったからどうしようということになります。

その次の年にまた返還墓地があって23区画は遺骨をお持ちの方で募集して、前年10個で残ったものについては遺骨をお持ちでない方も可の所で募集します。前年度で遺骨をお持ちでない方も可能な区画で残った5区画をどうしようかということになるのですが、ここを常時募集というかたちで年間通じていつでも申込みしてもいいですよという区画とし、3年間に渡ってその区画を募集してきました。

それを今回、まず常時募集で残った1区画、遺骨をお持ちでない方も可能として募集したのですが残った3区画、遺骨をお持ちの方のみで募集したのですが残った11区画、それと新たに帰ってきた返還墓地を合わせた50区画すべてを、遺骨をお持ちでない方も申し込める様にしようというものであります。

こうすることによりまして、遺骨をお持ちでない方は前の募集から残ったものしか選べなかったものが、すべての数多くの中から選んでもらう事が出来るというメリットがあるかと思えます。

(当選者決定について(案)を説明)次は当選者の決定についてのご提案です。

まず1つ目に応募者が1名の墓地でしたら、その応募者に決定します。

応募者が2名以上申込みがあった場合は、抽選とさせていただきます。しかし、現に遺骨を持っている方又は遺骨を改葬する方を優先としたいと思います。例えば、1つの区画に遺骨をお持ちでない方とお持ちの方が同時に申込みされた場合は必然的に遺骨をお持ちの方が優先となります。1つの区画に遺骨をお持ちでない方がお1人、遺骨をお持ちの方が5人となった場合はこの5人で抽選をしてもらうということになります。

このメリットは遺骨をお持ちの方の優先が増えることです。

デメリットは遺骨をお持ちでない方が当選しにくくなることです。したがって、1つの区画に遺骨をお持ちでない方とお持ちの方が重複しますと、その時点でお持ちでない方は抽選の対象にもならないということになってしまうというデメリットがあります。

抽選となった場合の抽選要領のご提案であります。これは従来通りの方式です。

まず日時ですが平成26年11月13日(木)午後1時30分から芦屋市役所の消防庁舎3Fにあります多目的ホールを予定しています。抽選機は、回転式の抽選機を用意いたします。抽選の回転は、私共市職員によりまして抽選機を回転させていただきます。その際の立会人ですが、抽選日当日に会場の申込者から2名の方を選出したいと思っています。抽選方法ですが、抽選番号通知書を申込者にお葉書でお送りいたします。そのお知らせしました番号を応募者の抽選番号とさせていただきます。応募者が1名の墓地につきましては、先ほど言いました様に無抽選となりますので抽選開始前に口頭により決定した事の発表を行います。抽選する順番ですが、墓地の番号順に抽選を行いたいと思います。墓地番号ごとに抽選の玉をご用意してありますので、それを抽選機の中に入れます。抽選機の中に入っている状況、玉に書かれた数字は立会人の方が確認していただきます。抽選機を回転しまして最初に出た玉の番号が当選者となります。その出た番号につきましても立会人の方に確認していただくこととなります。当選者を決定した後に、補欠の数だけ抽選機を回転させまして出た順番に補欠順位を決定したいと思っています。これにつきましても立会人の方にご確認していただくこととなります。こういった順番で応募区画数だけ同じ抽選方法を繰り返していくこととなります。補欠当選者は、従来と同じ2名とさせていただきます。

たいと思います。公開抽選会時に、申込区画ごとに補欠当選者とその順位を決めます。当選者に辞退があれば繰上げ当選とさせていただきます。そのご連絡はこちらの方から連絡させていただきますが、当選者が所定の手続を完了した後は失効となります。

(申込み時の注意事項について(案)を説明) 遺骨をお持ちの方は埋火葬許可書(写し)または埋葬・収蔵証明書(写し)を提出してもらうことになります。その他は従来通りです。

(追加募集について(案)を説明) この募集の補欠当選者と落選者のみを対象としまして、今回の募集で空き墓地があった場合、受付をしたいと思っています。この対象者には、抽選結果の通知の際に合わせて、空き墓地等のご案内をさせていただきたいと思っています。

今までは、3年にまたがってしていた募集を今回はまず大きく入口を広げて、遺骨をお持ちでない方も申込みしてもらって、その募集で残った墓地をその年度内に、補欠当選者及び落選者を対象に先着順で追加募集を行いたいと思います。

諮問事項につきましてご提案以上であります。

**委員長** 霊園の基本的な質問も含めて、今回の提案、諮問事項について何でもありというかたちで質疑・意見をお受けしたいと思っています。では、よろしくをお願いします。

**委員長** 今回は新しい考え方で新しい募集要項をお作りになられています。ですから、前から委員さんを務めておられる方につきましては何かわかりづらい、大きく変わったなという感想を持たれているかもわかりませんが、ご検証をいただきながらできるだけ市民のニーズに合ったかたちで、色々ご検討いただければと思っています。

**委員長** いかがでしょうか？

**直林委員** 従来方式は、遺骨をお持ちの方又は遺骨をお持ちでない方も可と2通り出ていたのですが、区画によって、この区画は遺骨を持っている方、この区画は遺骨を持っていない方も可と分けていたのですか？

**事務局** はい。募集要項も2つありました。平成24年度の時のものなんですけども、23区画ご用意させてもらっていたのですが23区画に対しましては遺骨のある方のみしかお申込みいただけませんでした。同じ時期に、骨があってもなくてもお申込みできる方という区画が別でご用意させてもらっていました。今回はそれを1つにしました。

**事務局** つまり、初年度改めてご返還いただいた墓所を綺麗に元のとおり整地しまして、新たにお示しする時に緑色の(募集案内である)骨ありの方を優先にまず募集します。そうすると今遺骨がなくてもお墓を持ちたい人は1年間それをお待ちして、そこで応募のなかったものが次の年にこのオレンジ色の(募集案内である)骨なしの方にも応募をかけた時、です、単年度で1つの区画から見ると、1年2年3年かけて段々対象を広げていったかたちにもなるのですが、その1年度の区切りで見ますと同じ募集をかけている区画の中で、この区画とこの区画は骨ありの方を対象に緑色の冊子で応募して募集かけさせていただいて、去年かけた残りのものは対象範囲を広げてオレンジ色の募集要項でっていうそれはそれでわかりにくいのかなっというのと、やはり選

べる対象が狭まるということもありまして、今までのご意見で中々当たりにくい、なのに残っているのもある、次の年にならないと骨なしの方は応募できないのかというご意見もあったものですから、そういう点も踏まえまして今回の提案内容となっております。

**委員長** ほかにありませんでしょうか？

**熱田委員** 遺骨がある場合は、墓石は1年以内に建てる決まりがありますよね？そしたら、遺骨のない方はもし買われた場合にそういう規定はずっと10年20年使用がなければそのまま置いといていいという事なんですか？

**事務局** 遺骨をお持ちでない方ということを広げている以上そこに墓石を建てるってことはできないかと思いますが、要項にも資格の中にも書かせてもらっていますのが、墓石等という書き方をさせてもらっているのですが、自分の区画がここですよとわかるように巻石だけはしてもらっているのが現状です。

**熱田委員** 遺骨がある人は絶対1年以内というのは決まっています、こっち側はいつまでも更地っていうのは・・・

**事務局** 見た目には空いた状態に見えますので、巻石だけはさせていただきます。

**熱田委員** じゃ、それ（巻石）だけはするということですね。

**委員長** そのへんは市民の方が募集する際に、骨なしの方がわかりやすいかたちで説明書きにつけ加えていただくということで、よろしくお願ひしたいと思うのですが。

**事務局** 案内をわかりやすくということで

**委員長** 墓石等の等だけではちょっとわかりづらいと思いますので、要項通り考えられる方でしたら先ほど熱田委員からお話があった様に骨なしの方が当選した場合、墓石まで建てないといけないのかなというふうな気持ちになって、ちょっと申込みづらいと思われるかも知れません。そこで、できるだけそのへんが理解できる様なかたちでの募集要項をお願いします。

**事務局** わかりました。

**委員長** ほかにありませんでしょうか？

**大永委員** そもそも募集して決まらない墓地があるというのがよくわからないのですが、どのような原因があるのでしょうか？

**事務局** 大きさ、価格、場所というのが大きな原因かと思います。



今回の募集区画の1平米当たりの使用料の単価の設定があるのですが、その大きさによって平米単価が異なっています。1平米から6平米未満は1平米あたり75万円、6平米以上12平米未満は112万5千円、12平米以上になりますと1平方メートルあたり150万円という価格になっていますので、やはり小さいものに募集が集中するということになります。12平方メートル以上のものについては、ずっと残ってきているのが現状です。

**大永委員** 最初から申込みがないという事なのですか？

**事務局** はい。今回一番大きなところで30平米ですので、使用料にしますと4500万円します

**桐村委員** 大きいところを小さくして・・・

**事務局** 前々から委員の中でご指摘受けていたのでありますが、今回1つ30平米でご使用いただいていたものが返還で再募集することになっています。それがちょうどいい角地でありましてそれを今回12平米ずつに分割しているのがあります。このように、角地とか通路の都合上分割できる所についてはさせてもらっています。ただ、残っている30平米の所があるのですが、それを簡単に割ってしまうと周りとのバランス、通路の付け方そういったものが困難になります。できるところはさせてもらっています。もう1つは過去に12平米以上で募集していた所なのですが、通路幅を全体に広くして9.36平米にして、平米単価を下げた区画にして今回募集とさせていただきます。

**進藤委員** 遺骨のない方が当たりましたら、維持管理費だけを頂くということですか。

**事務局** そうです。そこはみなさん同じです。

**進藤委員** もう一点、追加募集のところで遺骨をお持ちの方の優先はありませんと書いてあるのですが、遺骨あり遺骨なしとも同等であって、遺骨がなくても当ればそれで墓地の使用ができるようになるのですね。

**事務局** 今、進藤委員様がおっしゃられたご質問の趣旨、骨なしの方が使用权を得られた場合の管理費のみを支払う、ただ誤解があってはいけませんので一応遺骨ありの方と同じ様に永代使用料というものの支払いは必要であります。

**進藤委員** お遺骨があってもなくても同じということですか。

**事務局** 不動産とよく似ているのですが、不動産と違いますのは所有権と違って永年に渡る使用权を許可するというかたちですので、今遺骨がない方であっても抽選なり先着順で使用許可を得られた方につきましては、永年に渡っての許可をお与えするという時点で永代使用料が発生するのです。

**進藤委員** 今回の案っていうのは、すごく大勢の方に当たる様な気がしている案だなと思います。

**事務局** 最初に選べる数が広がるという事と、抽選は経ますがそれでも残った区画については、今回応募された人が優先で、追加募集は先着順で遺骨なしの方も選んでいただく、今年度欲しいなど思っている方に2回目のチャンスも含めて、できるだけ選んでいただける対象を広げたいということでやってみたいところです。

**大永委員** 先着順の申込みってというのは、時間限定とか？

**事務局** 資料の3ページをご覧ください。

一定の募集が終わっての追加募集の日程ですが、平成27年1月13日(火)から1月23日(金)この期間に先着順で申込みいただけたらと思っています。ただし、先着順と言いましても同日にお申込みいただいた場合につきましては、その方を対象にまた抽選をしたいと思っています。

**委員長** PR、広報はどうかたちで考えておられますか？

**事務局** 9月1日の芦屋市の広報紙で案内させていただきたいと思っています。募集案内を芦屋市役所内霊園事務所及びラポルテで受け取ってもらうという事をさせてもらっています。それと、芦屋市のホームページでも皆様に周知させていただきたいと思っています。

**事務局** 応募期間の途中にまだ申込みのない区画の写真を芦屋市のホームページに掲載するとか、リアルタイムで申込み状況のお知らせができるか考えています。

**委員長** 募集要項の中で、応募期間途中でも申込み状況が確認できますということを入れてもらうことも1つの方法かと思いますが。

**事務局** 募集要項の中に記載します。申込み状況のお知らせの仕方は芦屋市のホームページのトップの新着情報に載せるなり、工夫してみます。

**進藤委員** 9月1日に載せるその1回だけですか？9月15日にもう一度載せていただくほうが・・・。  
なかなか広報を見ているようで見てないので興味がある方は見られますが、次号にも載せますとか1行でも2行でもあればどうかなと思いますが。

**事務局** 紙面のスペースにもよりますが、1行でも2行でも載せられるように、前向きに、相談してみます。

**委員長** それではご質問、ご意見等、出尽くしたように考えます。

今までいただいたご意見に対する事務局からの説明がありましたが、それでも尚且つ事務局からの提案について何かご意見があれば改めてお伺いしたいと思います。いかがでしょうか。無いようでしたら今回の諮問事項について事務局(案)を答申とさせていただくことについて、お諮り

したいと思います。いかがでしょうか？

(異議なし)

**委員長** 事務局（案）を今回の諮問に対する答申と決定をさせていただきます。  
どうもありがとうございました。

**事務局** ありがとうございます。

**委員長** それでは続きまして、報告事項の募集日程及び募集墓地区画について、事務局から説明をお願いします。

**【報告事項】 第1回芦屋市霊園使用者選考委員会 資料P3 説明**

**事務局** （募集日程について説明）先ほどもお話したように9月1日号の広報，ホームページで市民の皆様にも周知を図っていきたくと思います。紙面の関係で10月1日号になるかもしれませんが、広報課と調整の上もう一度載せられる様に前向きに考えていきたくと思っています。

募集要項の配布も、9月1日から配布できる様に準備を進めていきたくと思っています。

申込みの受付ですが、9月11日（木）から10月10日（金）郵送のみでの受付とさせていただきます。申込みの受付ですが、9月11日（木）から10月10日（金）郵送のみでの受付とさせていただきます。受付しました後に、申込者宛に抽選番号通知書のお葉書を10月24日頃に発送させていただきます。

重複申込された墓地に関しては、公開の抽選を行います。抽選の結果については、11月20日（木）までに申込者宛に結果の通知書を、当選、補欠、落選のいずれかでお知らせをしたいと思っています。この時に、補欠当選、落選された方には残っている墓所のご案内をさせていただきます。

当選者につきましては、使用許可の申請をしてもらいます。11月27日と28日の2日間で私共職員が、書類の確認をさせていただきます。その際に、永代使用料の納付書と26年度の維持費2か月分をお渡ししますので、平成26年12月26日までに一括ご入金していただくこととなります。

全員の入金を確認できてからの使用許可にしたいと思っていますので、平成27年2月1日が使用許可の日付とさせていただきます。

1年以内の墓石等の建立をお願いしていますので、建立期限としまして平成28年1月31日のご案内させていただきます。

追加募集の件ですが、平成27年1月13日から1月23日まで先着順での受付とします。この時期に設定したのは、補欠当選者の方が悩まれると思いますので、12月26日の納付期限が経過してしましたら、当選者は使用するという意思表示がされると思いますので、それを待ったうえでの追加募集の受付にしたいと思っています。

**委員長** ただ今の説明について質問等があればお受けしたいと思っています。

**熱田委員** 申込み受付の時10月10日までに申込みますよね。それは1区画なのですね。第1希望・第2希望はなさらないのですね。

**事務局** はい。第2希望のかたちで追加募集にもってきたのです。

**熱田委員** 公開抽選の時にこれやりますでしょ。そしてその時に残っているのは分かりませんか。

**事務局** 分かります。

**熱田委員** 申込みがなかった場合、会場にきている人には分からないのですか？

1月13日に追加募集する前にせっかく申込んでいるのだから、ここだったら第2募集、これが空いていなかったら第2募集、こっちでも良かったのだけど・・・と思う人がいるのだったら、ここ一括で済むのではないかと・・・。

**委員長** 先ほどお願いしました途中経過の中で、募集状況を順次紹介していますので、抽選の段階というよりも最後の応募日までに皆さんに判断いただけると思っています。

**事務局** 今回の提案の前に第2希望・第3希望は考えていましたが、人気のある所は重複します。第1希望だして2・3にたどり着くか？よっぽど不人気なところに第2希望・第3希望を出していれば別ですが。

**熱田委員** 申込む人が書くのですから（それは仕方ないかと）。どうしても欲しい時期があるのですよね。

**事務局** 来年度までお待ちくださいとならない様に今年度内に空いている所を先着順というかたちになっていますが、追加募集で対応したいと思います。今回はじめて変えてみたかたちですが、やってみながら新たなご意見ですとか課題が出てくるかと思しますので、今いただきましたご意見も念頭に置いてかかりたいと思います。

**委員長** 事務局から今後の日程につきまして説明がありましたが、ご質問等がありますでしょうか。

特にありませんでしたら、この内容ですみやかに進めていただくということで、事務局にお願いいたします。

**委員長** 最後に、5番目その他、今後の日程について、事務局から説明をお願いします。

**事務局** 今後の選考委員会の日程ですが、今までの募集の仕方でいきますと2回、選考委委員会を開いていました。1回目の委員会時には申込資格、条件をご審議いただいて良ければ申込み。その後申込の報告と合わせて抽選方法をご審議いただくと・・・。2回にわたってやっていたが、本日、それを一括してご審議いただいています。今後、募集経過は報告できませんが、募集申込期間中に何か皆様にお諮りしなければいけないというものがありません限り、次の委員会は

開催されないものをご了承いただきたいと思います。

今回50区画をご用意いたしましたが、申込みなく次年度に流れることもあるかと思えます。結局はその残ってきた墓地をどうするかというのが今後の課題だと思います。

今回、皆さん任期2年の期間がありますので、来年度募集する時がありましたらその辺も含めて一緒に考えていただけたらなと思えます。

**委員長** ただ今、事務局からこの委員会は、今年度は今回限りという説明がありました。他にご意見ないようでしたら、これをもちまして、委員会を終了いたします。

委員の皆様におかれましては、円滑な議事の進行にご協力いただき、誠にありがとうございました。本日は、ご苦勞様でした。